

育児休業給付の支給申請の際には

次の項目を必ず確認してください

職場復帰等育児休業終了(※)の有無

育児休業延長の有無

● 次の場合は、支給した給付金を回収します。

① 職場復帰等(※)の確認がもれて、誤って支給申請をしてしまった。

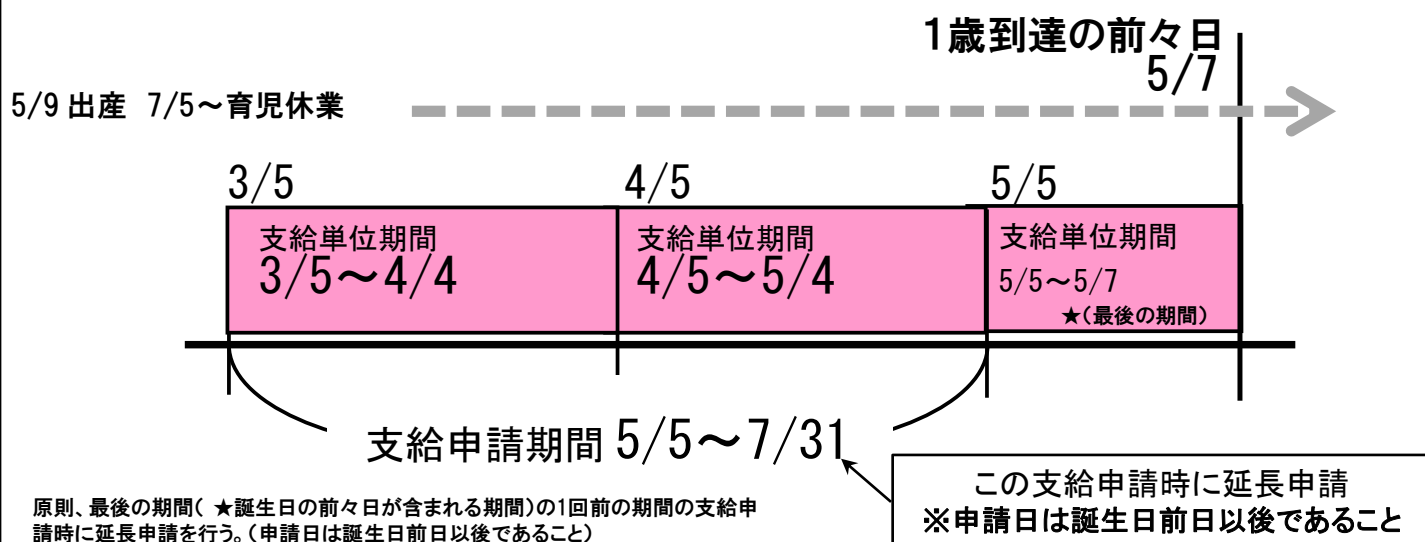
(※) 職場復帰の他に以下の場合には育児休業は終了となります。

- ・次の子の産前産後休暇に入ったとき
- ・退職等(週所定労働時間が20時間未満への変更も含む)により雇用保険の喪失をしたとき

② 延長せずに支給終了となったが、後日延長可能な資料が本人より提出された。

- 回収は現金で一括返納が原則です。
- 給付金が返納されないと、次の支給対象期間の支給ができません。

【1歳～1歳6ヶ月の延長申請タイミングの例】



[育児休業給付の詳細についてはこちらをご確認ください](#)

